

(仮称) 観光振興方針策定支援業務公募型プロポーザル 質問及び回答一覧

資料名・ページ・項目	質問	回答
1 募集要項 1-2ページ 2. 参加資格 (8)	「参加者は令和5年4月1日以降に、国・都道府県・自治体・DMO・観光協会発注した、観光振興に関わる計画等策定支援業務の5件以上の受託実績を有すること。」と記載がございます。 1) 参加者は、複数企業によるJV（ジョイントベンチャー）でも問題ございませんでしょうか。 2) 上記①が問題ない場合、受託実績は、上記JVによる複数企業の実績の合計値でも問題ございませんでしょうか。 3) 「令和5年4月1日以降の受託実績」には、令和7年度受託案件（仕掛け中であり、令和8年3月完了予定）も含むとの認識でよろしいでしょうか。	1) 2) 大変申し訳ありませんが、本委託業務では業務内容・契約規模等を考慮し、JVの申込みはお受けいたしません。 3) お見込みのとおり、「令和5年4月1日以降に受託実績」には、令和7年度に受託し、現時点で履行完了していない案件も含まれます。
2 募集要項 3ページ 4. 応募方法・提出書類 (3)提出書類	2次審査提出書類 紙とプレゼンテーション時にモニター投影データは内容が同じであれば文字の大きさや配置等変更しても良いでしょうか	紙資料とプレゼンテーションの投影データは、内容に相違がなければ、フォントや配置、デザイン等異なるものであっても問題ございません。なお、提案者が特定できる表示がないようご注意ください。
3 募集要項 3ページ 4. 応募方法・提出書類 (2)書類の提出方法、提出先及び提出期間 ④その他	1) 提出形式は紙媒体の他、電子ファイル（CD-ROM）を提出とすること、とございますが、第一次審査提出書類についても紙媒体および電子ファイル（CD-ROM）による提出が必要との認識でよろしいでしょうか。 2) 提出方法は、期限内であれば、郵送、持参のいずれでも問題ないでしょうか。 3) 郵送が問題ない場合、9. 問合せ・書類提出先、に記載の住所にお送りすればよろしいでしょうか。	1) 募集要項3ページ(2)④及び(3)⑦並びに4ページの表に記載のとおり、第一次審査提出書類につきましても、紙媒体及び電子ファイルにてご提出ください。 2) 3) 募集要項3ページの1行目に記載のとおり、郵送では受付いたしませんので、お手数ですが持参によりご提出ください。
4 仕様書 1ページ 3 策定方法	1) ①台東区観光振興推進会議（5回）、②意見収集会（3回）の対象と位置づけについてご教示頂けますでしょうか。 2) 上記①②について、仕様書記載事項以外に、会設営、司会、お茶等の提供は本業務に含まれますでしょうか。	1) ①台東区観光振興推進会議（以下「推進会議」という。）では、（仮称）台東区観光振興方針（以下「振興方針」という。）の策定に向けた協議を行います。②意見収集会は、特定の内容について、推進会議の委員以外に意見を収集することを目的として実施します。 2) 推進会議及び意見収集会の会場の設営、司会、お茶等の提供は、本業務内容には含まれません。

資料名・ページ・項目	質問	回答
5 仕様書 1ページ 3 策定方法 ①台東区観光振興推進会議	台東区観光振興推進会議の委員長および委員がすでに決定しておきましたら、ご所属・お名前をお教え願います。まだ、決定していない場合は本プロポーザルの提案事項になるかお教え願います。	令和8年度の推進会議の委員長及び委員は決定しておりません。 構成は学識経験者、区内観光関係団体、区職員を想定しておりますが、委員の選出は区で行います。 そのため、委員の選出はプロポーザル提案事項には含まれません。
6 仕様書 1ページ 3 策定方法 ②意見徴収会	実施目的と、誰を対象に、いつ頃、どのような方法・内容で実施することを想定されているのかお教え願います。	意見徴収会は、特定の内容について、推進会議の委員以外に意見を徴収することを目的として実施します。 対象者の候補としては、例えば観光関連事業者（商店街、宿泊業、飲食サービス業、交通業等）、地域住民代表等が考えられます。 推進会議とは別に4~10月の間で開催し、特定の内容に関するヒアリングを中心とした会議を想定しています。
7 仕様書 2ページ 4.業務内容 (8)推進会議等の運営支援	推進会議、意見聴取会の1回あたりの時間は2時間程度、場所は区内でしょうか。 また会議室の手配や賃料は委託者負担でしょうか。 受託者手配の場合は規模や参加者数・必要備品ご教示ください。	推進会議、意見徴収会の時間は2時間程度を想定しています。 場所は台東区役所や浅草文化観光センター等の区有施設の会議室を予定しており、委託者である区が手配いたしますので、受託者の負担はありません。
8 仕様書 3ページ 5.成果物	1) 本業務の最終成果物は、「台東区観光振興方針」との認識ですが、現行計画の通り「観光振興計画」ではなく「方針」とされているのは、本業務に施策に紐づく事業の整理はなく、方針の整理までとの認識でよろしいでしょうか。 2) 国では、行政が策定する「観光振興計画・方針」に加え、DMO等が策定する「観光地経営戦略」の整合が取れた形で存在する方向性を提示しています。今回の方針には、観光地経営に含まれるターゲットやポジショニングなど観光地域マーケティング戦略も含む方向性でご検討でしょうか。	1)成果物としてはお見込みのとおり方針の整理までとなります が、推進会議等の資料作成には施策に紐づく事業に関する内容 が含まれる可能性があります。 2)「観光地域づくり法人による観光地経営ガイドブック（作 成：観光庁）」によると、「観光地経営戦略は、地方自治体が 策定する観光振興計画と整合をとりながらDMOが策定すること もあれば、地方自治体が策定する観光振興計画と一体の場合も あります」とされています。 本区にはDMOがございませんので、振興方針には、ターゲットや ポジショニングなど観光地域マーケティング戦略が含まれる可 能性があります。